

# 法務総合研究所研究部報告

18

—第1回犯罪被害実態（暗数）調査（第2報告）  
先進12か国に関する国際比較—

2002

法務総合研究所

## は し が き

この研究部報告第18号は、法務省（法務総合研究所）が平成11年度に実施した「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」の結果をとりまとめたものであり、既刊の研究部報告第10号の第2報告という形で刊行するものである。

国際犯罪被害実態調査（International Crime Victimization Survey：ICVS）は、オランダ司法省により1989年に初めて実施され、その後、第2回調査（1992年）、第3回調査（1996年）が実施された。2000年に行われた第4回調査は、国連犯罪司法研究所（UNICRI）の監督の下に、先進17か国を含む約50の国及び地域で行われた。研究部報告第10号においては、我が国における「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」について、我が国の結果を中心に、詳細に報告した。今般、UNICRIから第4回調査に参加した国のうち先進国に関するデータの提供を受けたので、国際比較を実施した。

本報告書は、①先進12か国という多くの国のデータを、多項目にわたって掲載している、②多くの国のデータを同時に検討することができるため、国際比較の作業が容易であり、我が国の犯罪発生状況等の国際的位置を一目で把握することができる、③アメリカ、イギリス、フランスなど、これまでも我が国の犯罪学研究において紹介されてきた国にとどまらず、ポーランドやポルトガルなど、我が国ではこれまであまり紹介されてこなかった、もしくはデータへのアクセスが困難であった国の状況をもカバーしている等の点で、従前の犯罪学・刑事政策関係諸報告書には、類を見ないものとする。

本報告書が今後、我が国の犯罪学・刑事政策研究の発展及び犯罪防止策を検討するための議論に対して、多少なりとも貢献をなし得るとすれば幸いであり、また、犯罪被害実態調査の有用性が幾分でも理解されることを願うものである。

平成14年3月

法務総合研究所長

坂 井 一 郎

# 要 旨 紹 介

この研究部報告について、利用の参考のため、要旨を紹介する。

## 1 基礎的分析

### (1) 犯罪被害の有無及び実情

主として11罪種について犯罪被害の有無（被害率）が調査された。その結果、我が国の被害率は、比較対象国中で低い位置にあり、特に「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては、比較対象国中で最も低くなっている。これを罪種別に見ると、自動車盗、車上盗、不法侵入未遂、強盗、窃盗及び暴行・脅迫では比較対象国中で最も低いが、自転車盗では比較対象国中で最も高く、バイク盗でもイギリス等に次いで高くなっている。

### (2) 犯罪被害の申告及び警察に関する認識

- ① 11罪種について犯罪被害を警察に届け出た比率（申告率）が調査された。その結果、我が国の申告率は、「全犯罪被害」、自動車損壊及び自転車盗においては、比較対象国中で最も低いかポルトガルに次いで低くなっている。
- ② 警察に申告しなかった理由は、我が国も他の比較対象国も同様に、「それほど重大でない／損失がない」が最も多くなっている。その他、我が国は他の比較対象国と比べて、事件の解決や犯人の検挙等に関連するものを選択する比率が高くなっている。
- ③ 警察活動（防犯活動や親切さ）に関して、我が国は他の比較対象国と比べて、良い評価をしている者の比率が低くなっている。

### (3) 犯罪・防犯等に関する認識及び態度

- ① 犯罪者の処遇や青少年犯罪対策に関して、我が国は他の比較対象国と比べて、厳しい対処が必要であると認識している者の比率が高くなっている。
- ② 我が国では、住居の防犯設備を備えている比率は、比較対象国中で最も低いかポーランドに次いで低くなっている。
- ③ 我が国では、犯罪不安（夜間の一人歩き、自宅に夜間一人でいること、不法侵入の被害に遭うこと）に関して、他の比較対象国と比べて高い傾向がうかがえる。
- ④ 以上を総合すると、我が国は、被害率が低い割には犯罪不安が高い。その一方で、防犯設備を設置するなど自衛手段を講じることが少なく、犯罪者や非行少年に対しては、「厳罰化」で望むことが相当として、国の政策に依存している傾向がうかがえる。

## 2 統計的分析

### (1) 犯罪被害の有無に与える要因

クロス集計分析の結果、犯罪被害に関連している要因のうち、12か国で共通しているのは、以下のとおりであった。①大都市に居住している者、②アパート・マンション等に居住している者、③各国の平均所得以上の世帯収入がある者、④低年齢層、⑤有職者又は学生、⑥独身者、⑦教育程度が高い者、⑧夜間外出が多い者は、犯罪被害に遭う者が多かった。その他にも、国によっては関連が認められた要因もあった。

上記を踏まえて、全犯罪被害を従属変数にとって、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分

析を試みた結果、我が国では、①世帯収入が我が国の平均(758万円)以上であり、②年齢が低く、③夜間外出頻度が週1回以上の者は、犯罪被害に遭う可能性が高いという結果となった。

## (2) 犯罪不安に与える要因

クロス集計分析の結果、犯罪不安に関連している要因のうち、12か国で共通しているのは、以下のとおりであった。①大都市に居住している者、②女性、③教育程度が低い者、④夜間外出が少ない者、⑤警察活動に関して低い評価をしている者、⑦昨年(1999年)に何らかの犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安の高い者が多かった。その他にも、国によっては関連が認められた要因もあった。

上記を踏まえて、犯罪不安を従属変数にとって、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分析を試みた結果、我が国では、①警察の防犯活動に関して「不十分である」と認識しており、②女性で、③昨年(1999年)に何らかの犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安が高いという結果となった。さらに、①大都市に居住しており、②一戸建て住宅に居住しており、③銃器を所有しており、④年齢が低く、⑤無職者又は主婦で、⑥夜間外出頻度が週1回以上であり、⑦社会的ストレスを有している者も、犯罪不安が高い傾向がうかがえた。

研究部長

加 澤 正 樹

# 第1回犯罪被害実態（暗数）調査

（第2報告）

—先進12か国に関する国際比較—

研究官補

岡田和也

前研究官

（横浜刑務所分類審議室首席矯正処遇官）

浜井浩一

# 目 次

はじめに .....	5
第1 研究の実施概要 .....	7
1 目的 .....	7
2 方法 .....	7
(1) 我が国における調査対象及び方法 .....	7
(2) 国際比較の分析対象及び方法 .....	7
(3) 調査及び分析項目 .....	7
第2 結果と分析1（基礎的分析）.....	10
1 犯罪被害の有無及び実情 .....	10
(1) 罪種別被害率 .....	10
(2) 事件の重大性の認識 .....	17
(3) 昨年の被害回数 .....	22
(4) 被害場所 .....	22
(5) 犯人（加害者との関係）・凶器等.....	22
2 犯罪被害の申告及び警察に関する認識 .....	24
(1) 罪種別申告率 .....	24
(2) 警察に申告した又は申告しなかった理由 .....	30
(3) 警察の対応に対する満足度 .....	35
(4) 犯罪被害者専門機関からの援助 .....	39
(5) 警察活動に関する認識 .....	41
3 犯罪・防犯等に関する認識及び態度 .....	43
(1) 犯罪者に対する量刑意見 .....	43
(2) 青少年犯罪対策に関する意見 .....	45
(3) 銃器の所有 .....	47
(4) 住居の防犯設備 .....	49
(5) 夜間外出頻度 .....	53
(6) 犯罪被害に対する不安 .....	53
第3 結果と分析2（クロス集計分析）.....	64
1 犯罪被害の有無に与える要因 .....	64
(1) 世帯及び個人に関する属性等 .....	64
(2) 個人に関する属性等 .....	71
2 犯罪不安に与える要因 .....	80
(1) 世帯及び個人に関する属性等 .....	80
(2) 個人に関する属性等 .....	89
(3) 警察活動に関する認識 .....	98
3 犯罪被害と犯罪不安との関連 .....	101
第4 結果と分析3（ロジスティック回帰分析）.....	106

1 犯罪被害の有無に与える要因 .....	107
2 犯罪不安に与える要因 .....	109
おわりに .....	113
1 本研究の成果 .....	113
2 総括及び今後の課題 .....	114
引用・参考文献 .....	116
参考資料 .....	119
1 基礎集計表 .....	121
2 質問紙（日本語版）.....	191
3 質問紙（英語版）.....	218